

アジェンダ 21 ながの —環境行動計画— 2018



平成 30(2018)年6月
ながの環境パートナーシップ会議

目 次

はじめに

- 1 アジェンダ 21 ながの 1
 - (1) 「アジェンダ 21 ながの」とは 1
 - (2) 策定・改定の経緯 2

第 1 章 わたしたちのめざすもの ～長野市の環境ビジョン～

- 1 長野市の環境ビジョン 4
- 2 環境ビジョンを実現するために 5
- 3 ながの環境パートナーシップ会議の 4 年間の活動と今後の展望 . 8
 - (1) ながの環境パートナーシップ会議の 4 年間の活動 8
 - (2) ながの環境パートナーシップ会議の今後の展望 43

第 2 章 理想の街にむけて

- 1 行動計画・数値目標 46

第 3 章 パートナーシップで進める

- 1 ながの環境パートナーシップ会議の推進体制 53
- 2 進捗管理 55

- 資 料 56

はじめに

1 アジェンダ 21 ながの

(1) アジェンダ21ながのとは

20世紀の科学と技術の進歩は、生産方式の革新と相まって、人間活動を大きく変え、より多くの富を生み出し、人類社会を飛躍的に発展させるものでした。しかしながら、そのような活動は、例えば自然界に存在しなかった化学物質を環境中に排出するなど、必ずしも、環境の利用のコストと環境の復元力に十分配慮した形で行われてきたとは言い難いものでした。

20世紀後半になるに従って、このような人間活動の変化の影響が様々な場面に現れてきました。環境問題は、その端的なものです。今日の環境問題には、都市交通公害や湖・湿地帯などの水質悪化のような身近な問題から、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の大規模な開発に伴う生物多様性の減少のような地球規模の問題まで、極めて幅広い問題が含まれますが、それらに共通の原因は、通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷があまりにも大きなものになっていることです。

自然に恵まれた信州の長野市においても環境問題に無関係ではありません。全国の多くの都市と同様に多数の問題を抱えています。

問題の改善・解決に何が必要なのでしょうか？

もちろん国際的な取り決めや政府による環境対策が必要です。しかし、現実の問題を改善するためには、地域に根差して、地域の人々が対策を立てて実行していくことが必要不可欠です。

1992（平成4）年にリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（国連環境開発会議）以来、こうした対策を「ローカルアジェンダ」と呼んでいます。そして、世界中のたくさんの国と地域でローカルアジェンダの作成が行われました。

長野市においても1997（平成9）年に「長野市環境基本条例」が制定され、それに従い「長野市環境基本計画」が2000（平成12）年に策定されました。

ここでは、長野市の環境施策を総合的かつ計画的に推進して、望ましい環境像の実現を目指すとしています。そして、その実現のために、「ながの環境パートナーシップ会議」が組織されました。

また、長野市のローカルアジェンダを作成することがその結成の目的の一つでした。2000（平成12）年から準備を進め、2001（平成13）年に発足して本格的に活動を始めました。この会議の特徴はパートナーシップの名が示すように市民・事業者・行政の協働により運営されてきたことにあります。

現在でも、それぞれの立場を理解しながら、協働して活動を進めてきました。

（2）策定・改定の経緯

「アジェンダ 21 ながの」は、こうした経緯を経て長野市版のローカルアジェンダとして2003（平成15）年に策定されました。2007（平成19）年には、プロジェクトの見直しによる改定が行われ、その後、環境に関する諸課題が大きく変化してきていることから、2013（平成25）年に再度の改定を行いました。

2003（平成15）年の策定からこれまでの15年に及ぶ間、法律・制度の改正、環境に関する様々な取り組みや「ながの環境パートナーシップ会議」の各プロジェクトの活動などにより、私たちの生活の中に環境に対する意識が深く浸透してきましたが、地球温暖化の深刻化や放射能汚染の発生など、環境問題の様相も変化しています。

そんな中、世界では、2015（平成27）年9月に、アメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。これは、人間や地球の繁栄のため2030年までに達成するべき行動計画として掲げたものです。この目標が「持続可能

な開発目標（Sustainable Development Goals 略して SDGs（エスディージェズ）」であり、これまでのアジェンダ 21 やミレニアム開発目標（MDGs）」などの理念と成果を土台に、豊かさを追求しながら地球を守ることを呼びかける 17 の目標と 169 の行動計画で構成され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、環境問題と経済発展を両軸に、先進国、発展途上国を含めた全ての国々に持続可能な世界に向けての変革を求めています。これを受け、日本では、2016（平成 28）年 5 月に、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年 12 月には、実施指針を決定しています。実施指針では、「持続可能な強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに掲げ、政府が市民・事業者・NPO 法人・行政と協力して SDGs の推進に取り組むことを示しました。

また、2015（平成 27）年 12 月、フランス・パリで開催された COP21 において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標が定められるなど、世界は「脱炭素社会」を目指して舵を切りました。

ながの環境パートナーシップ会議は、「アジェンダ 21 ながの一環境行動計画」による環境保全の活動を実施していくとともに、この「2030 アジェンダ」及び「パリ協定」の目標達成に寄与するよう、市民・事業者・行政が協働して、地域から地球規模につながる環境保全活動を推進していこうと考えています。

こうした様々な状況の変化を踏まえて、改めて見直しを行うとともに「ながの環境パートナーシップ会議」の在り方についても検討を加えて、今回の改定を行いました。

第1章 わたしたちがめざすもの

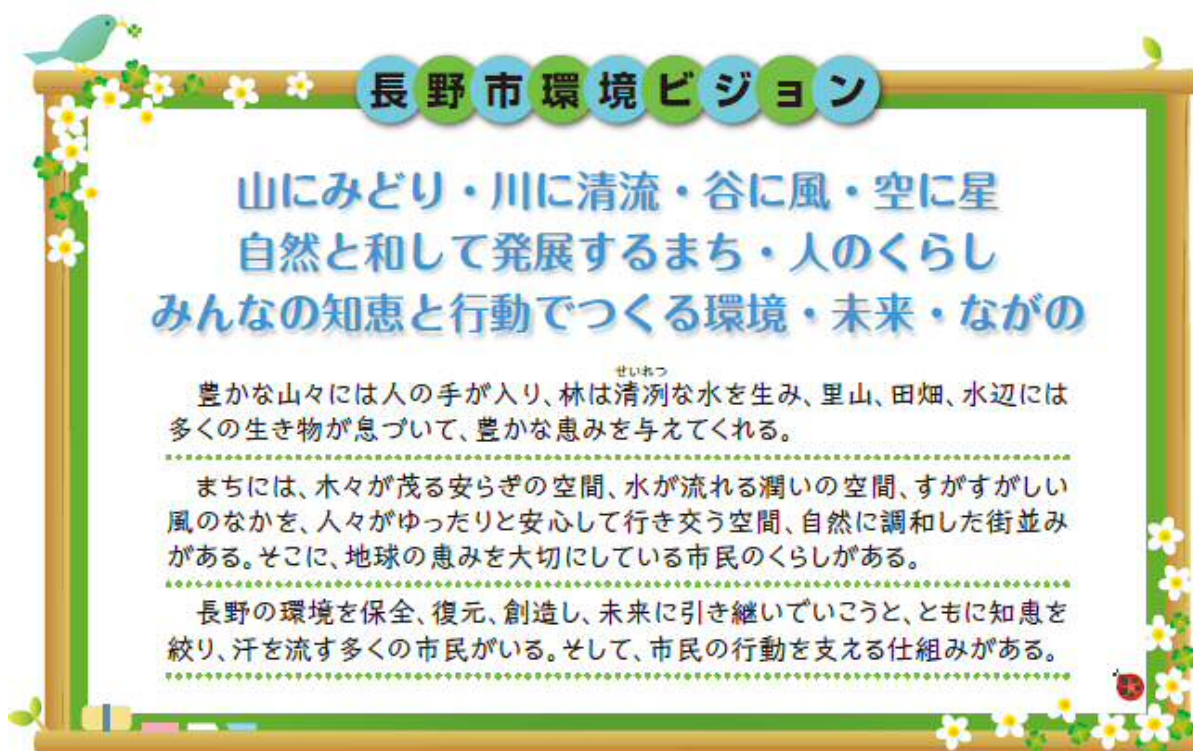
～長野市の環境ビジョン～

長野市の将来の姿がどのような姿であればいいのでしょうか？

市では、2017（平成29）年3月、目指すまちの将来像の実現に向け、新たな行政運営の指針として「第五次長野市総合計画」（本市の最上位計画）を策定しました。この計画の環境分野で策定されている第二次長野市環境基本計画後期計画やアジェンダ21ながのなどは、長野市総合計画を補完するものとして位置付けられております。そのアジェンダ21ながのでは、市の目指すまちの将来像や環境の視点でその姿を考え、「長野市の環境ビジョン」として以下の姿を提案しています。

このビジョンは、長野市に住んでいる人のほか、長野市で働く人、長野市を訪れる人や事業者などに、環境関連の活動の方向性を示すものとして多くの方の参加・協力を得て、実現を目指します。

1 長野市の環境ビジョン



こんなほっとするまち「ながの」を私たちは目指します。

ここでは、自然と人間の共存を軸に長野市の理想の環境像が描かれています。豊かな自然は、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。この環境を将来に渡って引き継いでいくこと、自然と調和した社会生活やまちづくりを推進すること、そして環境への配慮が持続性を持つよう今後も英知を集結することが、長野市に暮らしている私たち一人一人に求められています。

2 環境ビジョンを実現するために

「ながの環境パートナーシップ会議」では、環境ビジョンの実現を目指し、複数のプロジェクトを実行しています。

プロジェクトは、個々に独立して取り組みを実施しますが、環境ビジョンの実現を目指す体系の中では、「自然」、「生活」、「未来」という3つのテーマの下にそれぞれが位置付けられています。

現在、「ながの環境パートナーシップ会議」では、多くのプロジェクトが実行されていますが、今後、市民意識の高まりや科学技術の進化など時代の変化とともに、実行すべき新たなプロジェクトも発生してくるものと思われます。

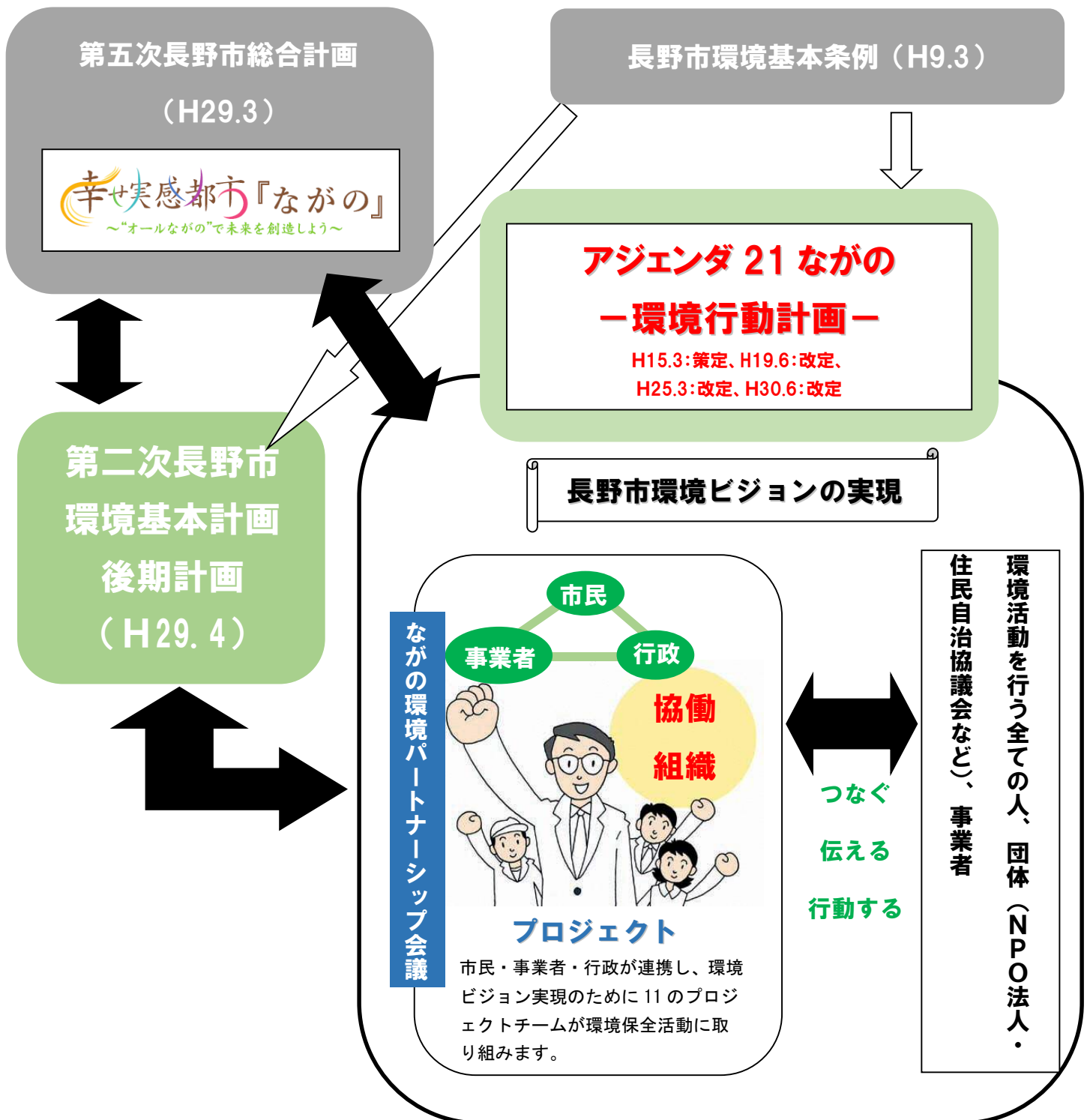
そこで、「ながの環境パートナーシップ会議」では、自由な発想で、楽しみながら取り組めるプロジェクトの提案を積極的に受け入れていくこととします。

また、一緒にプロジェクトに取り組んでいただける方も幅広く受け入れるとともに、同様の活動に取り組んでおられる方々の支援にも積極的に取り組んでいきます。

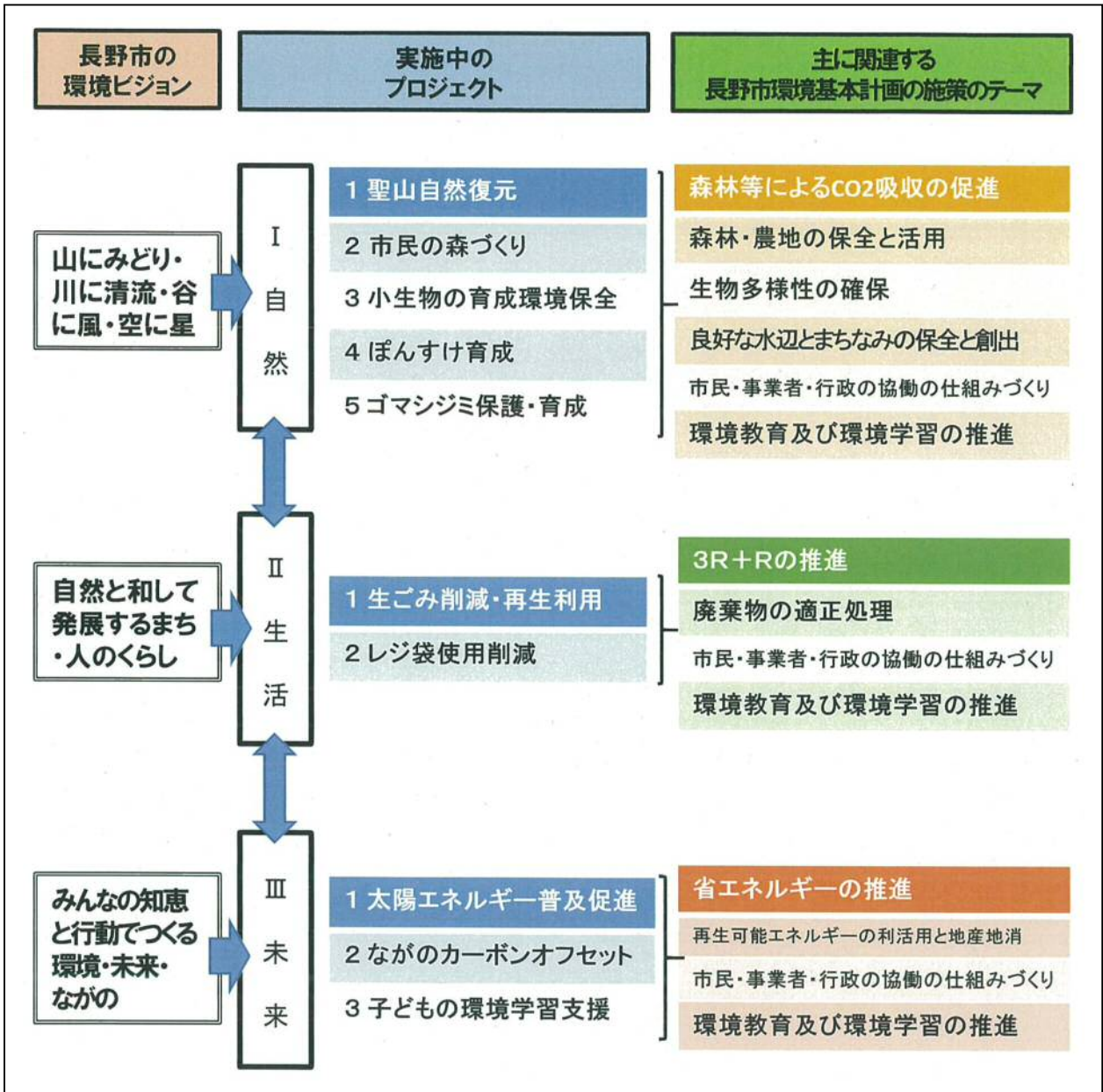
このように「ながの環境パートナーシップ会議」では、環境問題に関わる人や団体を結び（つなぐ）、情報を共有（伝える）し、共に活動（行動する）する役割を担うことにより、環境保全に向けたネットワークを築き、地球規模の環境問題へと視野を

広げながら、地域から地球規模に広がる環境保全活動を推進し、環境ビジョンの実現を目指していきます。

アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー2018 概念図



ビジョン・プロジェクト体系



ながの環境パートナーシップ会議では、上記プロジェクトを実施しています。

長野市環境ビジョンの実現を目指していくためには、新規プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト活動の活性化を図っていく必要があります。

3 ながの環境パートナーシップ会議の4年間(平成 25 年度～28 年度)の活動と今後の展望

これまでの4年間の活動を振り返り、今までの成果と今後の展望をまとめました。

(1)ながの環境パートナーシップ会議の4年間の活動

①全体の総括について

現在、個人、事業者、団体における環境を大切にしようという意識の高まりから環境保全活動を経済活動の制約要因ではなく成長要因の一つと捉え、地球温暖化対策などの環境保全活動と経済活動の活性化のバランスを取りながら、環境問題に取り組む社会へと変化してきました。

このような社会全体における環境に対する意識の変化は、個人、事業者、団体による環境問題に関する意識啓発、率先した活動の成果であり、「ながの環境パートナーシップ会議」も、その一翼を担うことができたのではないかと考えています。

このような状況のなか、平成 27 年度に、理事会及び合同会議においてながの環境パートナーシップ会議と各プロジェクトの抱える課題を改めて確認し、全体的な高齢化に伴う活動力の低下等が指摘されたため、新規会員を確保し、活動力の確保並びに活性化を図り、継続可能な基盤の整備にも着手しました。

また、長野市負担金の減額や NPO 法人みどりの市民の事務局業務一部委託の撤退により、継続する活動を展開するための体制づくりが急務となったため、最初の試みとして市民の森づくりプロジェクトが民間団体の助成金申請を行い、2016（平成 28）年度分の助成金決定を受けたのを皮切りに、2017（平成 29）年度分の申請では、市民の森づくりプロジェクト、生ごみの削減・再生利用プロジェクト、小生物の育成環境保全プロジェクトの3チームが申請し活動資金を確保しました。併せて、協働による活動基盤の増強と事業者の参画を促

進するため、「プロジェクトサポーター制度」を創設し、現在、4事業者がサポーターとなって、直接プロジェクトを支援いただける体制を確立しました。

ながの環境パートナーシップ会議では、これまでレジ袋削減、生ごみ削減、市民の森づくりなど多くのプロジェクトにおいて、市民・事業者・行政が協働で問題の解決に向けて取り組みを実行することにより、成果を上げてくることができました。

15年前に私たちが提案した、市民・事業者・行政の協働（パートナーシップ）により環境問題の解決に向けて取り組んでいくという理念は、社会の変化を捉え問題の解決に向けて取り組んでいく方法としては、先駆的なものであり、これまでの成果が有効性を証明しています。

ながの環境パートナーシップ会議では、今後も引き続き、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を分担しつつ、対等の立場での協働により、環境問題の解決に向けて取り組んでいきます。

②各プロジェクトの活動等について

各プロジェクトは、私たちが目指す環境ビジョンの実現に向けて、プロジェクトごとに目的とする「理想の街」を掲げて環境保全活動に取り組んできました。

また、シンボル事業の開催や各種団体等の事業を支援しました。

| 実行中のプロジェクト | |
|--------------------------|-----------------------|
| I-1 聖山自然復元プロジェクト | |
| I-2 市民の森づくりプロジェクト | |
| I-3 小生物の育成環境保全プロジェクト | |
| I-4 ぼんすけ育成プロジェクト | |
| I-5 ゴマシジミ保護・育成プロジェクト | |
| II-1 生ごみ削減・再生利用プロジェクト | |
| II-2 レジ袋使用削減プロジェクト | |
| III-1 太陽エネルギー普及促進プロジェクト | |
| III-2 ながのカーボンオフセットプロジェクト | |
| III-3 子どもの環境学習支援プロジェクト | |
| シンボル事業 | |
| IV-1 ながの環境団体大集合 | |
| 主な各種団体事業の支援 | |
| V-1 ライトダウンキャンペーン | V-5 信州大学 地域環境演習 |
| V-2 ゴミゼロ運動 | V-6 山の日ウォーキング |
| V-3 アレチウリ駆除 | V-7 フードドライブ・子ども応援ドライブ |
| V-4 水環境全国一斉調査 | |

I-1 聖山自然復元プロジェクト

理想の街

平成21(2009)年度末をもって閉鎖となった大岡聖山パノラマスキー場の跡地を地域の環境に適合した植生に復元し、伝統的土地利用を考慮しながらCO₂吸収源の拡大とボランティアによるネットワークが構築されているまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

スキー客減少により、聖山パノラマスキー場が閉鎖となり今後の跡地利用について、当プロジェクトが長野市に受け入れられ、平成22(2010)年から「生物多様性の確保」の取り組みを始めた。

(1) 植物調査の活用

スキー場跡地第一ゲレンデで植物の調査を行い、スズラン・コウリンカ・ヤナギラン・クガイソウなど草原に特有な植物種の分布を確認した。

この植物種の生育箇所に関する情報は、スキー場跡地を管理する長野市観光振興課に提供し、スキー場跡地管理の資料として活用している。

(2) 小学校の活動支援

毎年春と秋、大岡小学校「みどりの少年団」に参加し、活動を支援することにより児童の樹木や草花への関心が高まってきた。

(3) 苗木づくりと管理

平成23(2011)年はブナの成り年に当たり、翌年春に発芽した実生をビニールポットに鉢上げすることに成功し、ブナの苗木づくりの第一歩を踏み出した。

平成28(2016)年は信州大学工学部の学生が活動に参加し、草原を維持するための侵入樹木の伐除を一部区画で行うことができた。

2 実現できなかったこと

- (1) 草原生態系を維持するために「火入れ」を計画したが、実施に当たり関係者などの理解が得られず実施できなかった。現時点では「草刈り」及び侵入樹木の伐除で対応していくが、「火入れ」の単位面積を縮小するなど少人数で管理できる面積で関係者との調整を行っていききたい。
- (2) 「植生調査」や「出現種調査」ができていない。今後のスキー場跡地の具体的な活動に当たり重要な資料となるので、植物相のみならず昆虫相や鳥類相など生物相全般にわたる調査を早急に実施したい。

3 課題

- (1) 平成24(2012)年度は、信州大学の学生が参加する関係で活動日を毎月第2土曜日と定めて定例的に行っているが、地元メンバーとの日程調整が図れず地域に根ざした活動となっていない。
- (2) 大岡小学校「みどりの少年団」の秋の活動では、樹木の種子を拾い集めてもらっているが、地元メンバーとの協議ができていないので種まきや水やりなど事後のフォローができていない。



信大生によるブナの種子採取

聖山パノラマスキー場の概要

長野市大岡に位置し、旧更級郡大岡村が「聖ヶ岡スキー場」として昭和41(1966)年に開設し10haに6コースを備える。スキー人口の低迷等により平成21(2009)年度末をもって閉鎖した。

I-2 市民の森づくりプロジェクト

理想の街

四方を山に囲まれた長野市には、手入れされた里山がありそこには多様な動植物が暮らす豊かな森がある。人々はこの里山を利用し、楽しみ、未来につなげる自然の大切さについて学ぶことができるまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

(1) 市民の森づくり

ア ボブスレー・リュージュパークの森の整備が進み、明るさを取り戻した森になってきた。また、市民がゆっくり散策のできる遊歩道の設置ができた。

イ 「市民の森」という概念を多くの市民に持ってもらうことができた。

ウ さまざまなイベントを実施し多くの市民に参加していただけた。

エ 林業講座などは 300名近い受講生を輩出でき、より安全な整備活動が広まった。

2 実現できなかったこと

(1) 第2、第3の「市民の森」構想が進んでいない。

(2) 「市民の森」の維持管理に地元との協力体制が進みつつあるが、まだまだボブスレー・リュージュパークの森林部分の整備活動に地元との関わり合いは希薄である。

(3) 「市民の森」にまつわる多くの可能性を引き出したり、活用したりできていない（カルチャー教室やサークル活動等）。

3 課題

(1) 「ボブスレー・リュージュパークの森の整備」に力を注いだため、森の整備が進み、整備事業にある程度の結果が見えてきたため、会員のモチベーションの維持が難しくなっている。

- (2) 他団体との交流や、もっと多くの人材との接点が少ない。
- (3) 地元の人材育成につながっていない。
- (5) 事業者との連携が進んでいない。
- (6) 積極的に活動する会員が増えない。

4 今後の展望

- (1) 第2、第3の「市民の森」構想の展開のための情報収集と構想実現に向かったの方法の検討
- (2) 多くの人材や、他団体との交流の中からより広いニーズと可能性の抽出を図る必要性
- (3) 森林整備にとらわれずに、広い視野でプロジェクトの運営を考える。
- (4) 森林の利活用についての可能性を探るとともに、社会のニーズにあった活動の検討をしていく。
- (5) 「市民の森」の維持管理に於ける地元との協力体制の構築

ボブスレー・リュージュパーク「市民の森」の紹介

平成10(1998)年に開催された長野冬季オリンピックでは「自然との共存」をテーマの一つに、ボブスレー・リュージュが開催された。「市民の森」は競技施設の周辺のスギやカラマツの人工林と広葉樹の山を市民有志で整備し、遊歩道を設置した森である。

スパイラルの森の面積約18ha、そのうちの約 4.5hを整備
遊歩道整備 総延長 約 1200 メートル



「市民の森」づくりの活動



遊歩道整備

I-3 小生物の育成環境保全プロジェクト

理想の街

身近な自然環境を守り後世に残すため、里山の小生物（オオムラサキ・メダカ・クワガタ・カブトムシ）など生育しエドヒガン・ヤマモモが咲く豊かな自然環境の保全を目指すとともにオオムラサキ以外の小生物（ジャコウアゲハ・キアゲハ・アサギマダラ等）の生息環境を作る。また、松代城を中心に1,000本桜作戦を推進しカトウヒガンサクをしのぐ松代全体を「マツシロベニエドヒガン」で覆い尽くす環境を目指す。

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

- (1) オオムラサキを通じ環境課題が見えてきた。次世代を担う子供たちとの学習の中で環境とは「どのようなものか」を考えていくことができた。
- (2) 1,000本桜作戦では、現在1,100本を育苗している。今後継続して接ぎ木苗及び実生苗を植栽していくことになった。
- (3) 地区住民の理解を得て、松代地区住民自治協議会と協議しながら事業を推進することができた。

2 実現できなかったこと

オオムラサキの発生が以前より少なく原因を探っている。

3 今後の展望

- (1) オオムラサキが過去のように飛び交う場所となるよう、対策として環境保全活動の継続及び飼育舎の設置を検討していく。
- (2) 1,000本桜作戦を具体的に推進するため関係機関と話を詰めて行く。

- (3) 本格的に桜の植栽を開始する。具体的には、各学校の卒業記念樹として現在ソメイヨシノ桜がテングス病で瀕死の状態の桜が多いことから各学校の要望を受け、植樹を展開していく。



I-4 ぽんすけ育成プロジェクト

理想の街

里山に生息する絶滅危惧種の多くは、市街地の開発された平野部に生息していた身近な生き物であった。つまり、開発によって生息場所を追われ、里山にかろうじて生き残っているといえる。過疎の進行した里山で絶滅危惧種の保全の問題を解決することは難しい。ぽんすけ（シナイモツゴ）をシンボルとして、里山の役割と現状を市街地住民にも知ってもらい、里山と市街地の市民が保全目標を共有できる街にしたい。

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

- (1) 市民（地区内外）の皆さんを対象としたシナイモツゴの観察会を開催した。
- (2) 一人でも多くの方に活動を知ってもらうため、ぽんすけをデザインしたオリジナルTシャツ、バッチ、ステッカー、シールを作成し販売した。
- (3) 冬期間は、所属会員の自己研鑽を積むため、講演会や勉強会を開催した。
- (4) 自分たちチームの活動を全国に発信するため、ウェブページを開設した。また、フェイスブックなどSNSも開始した。
- (5) ぽんすけの住むため池の維持管理活動（抽水植物の除去、草刈など）を実施した。
- (6) ぽんすけの名を活用した農産物のブランド化をより一層推進するため、本チーム自ら稲作とリンゴの栽培を実施し、収穫後、販売した。
- (7) 本チームの活動拠点である「ぽんすけ小屋」を設置した。

2 実現できなかったこと

- (1) 信里地区住民への周知不足のためか、本活動に同地区住民の参加が少ない。
- (2) 地元の子供たちに自然観察会へ多く参加してもらいたかった。

3 今後の展望

- (1) 本格的に地区内に約 400 ある、ため池調査（ぽんすけ生息調査）を実施する。
- (2) 本チーム内に今後農業部（仮称）を立ち上げ、里山・水系維持のため、稲作や林檎の栽培を継続していく。
- (3) 自然観察会は、所属会員も楽しめるとともに自己研鑽となるため、最低でも年2回は開催していく。
- (4) 耕作放棄地の田んぼを活用したビオトープ化を検討していく。



I-5 ゴマシジミ保護・育成プロジェクト

理想の街

「元気なふるさと浅川を創生する」を目標に、浅川地区での地域資源の見直しと地域住民の意識の高揚を図り、地域活動への参画意欲を高めるため、浅川地区まちづくり計画を策定し、現在、各種事業を展開している。その事業の一環として地区内に生息が確認されている県指定希少種の蝶「ゴマシジミ」の保護・育成活動を地域住民と協働で実施し、「ふるさとの魅力を自然の豊かさと体験できる環境整備」の推進を図っていく。

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

- (1) ゴマシジミが県の指定希少野生動植物に指定されたこと及びその特徴的な生態について地域住民と共有化を図るため、専門家等による講習会及び学習会を実施した。
- (2) 小学生や園児にゴマシジミの生態系を知って貰うとともに、保護・保全活動の継承を図ることを目的として、紙芝居の作成及び紙芝居の上演を行った。
- (3) 2017（平成29）年秋、地域の浅川小学校（5・6年生徒）に協力要請し、採取した種を基に育苗と霊園内への植栽を実施した。
- (4) 植栽したワレモコウの保護及び採取の防止を図るため、囲い杭を購入し霊園内のワレモコウ植栽・生殖区域に打ち込むとともに看板を制作・設置した。
- (5) ゴマシジミの捕獲マニアへの啓発活動の一環として看板を作成し捕獲禁止を促すとともに園内の保護啓発パトロールを実施した。
- (6) ゴマシジミの生態等について更なる解明に努めるため、専門家（日本鱗翅学会及び信州大学の植物専門家等）による勉強会を実施するとともに県及び市との連携協力による情報収集のための各種調査を実施した。

2 実現できなかったこと（課題）

- (1) 生息地が開発公社敷地内の為、同社職員等の理解ある協力が継続的に得られるよう地域をあげて要請していきたい。
- (2) 生息共存であるといわれる「シワクシケアリ」が発見できなかった。今後関係機関と連絡を取り合い課題としたい。

3 今後の展望

- (1) 地区内のボランティア活動募集が順調に推移し更なる発展に期待している。
- (2) 紙芝居による活動が小学校において児童の活性化利用に発展しつつある。



Ⅱ-1 生ごみ削減・再生利用プロジェクト

理想の街

- 1 市民一人一人が、地球環境をより良い形で後生に伝えるため、家庭系及び事業系のゴミの削減・再生利用に努め、CO₂の排出量が以前と比べ大幅に減っているまち
- 2 地域ごとで多くの市民が、生ごみの減量化・再資源化について取り組み、有効活用しているまち
- 3 生ごみを可燃ゴミに出さず、全てリサイクルされ可燃ゴミが減少し、生命の循環を大切にしているまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

(1) 「長野市一般廃棄物処理基本計画」にある生ごみの自家処理を、市民に広く普及するため、生ごみの削減・再生利用キャンペーンによる次のような啓発活動や各種講座を開催した。

①平成16(2004)年度から「生ごみフォーラム」を3回行い、次の講座を開催し、延べ300人を超える参加者があり、生ごみの有効活用の具体性を示せた。

ア 生ごみの少ない調理を提案「エコクッキング」、「箱膳のすすめ」

イ 生ごみの堆肥化とその利用「エコガーデン」、後に市の事業「生ごみ堆肥でガーデニング講座」に発展(2009年～)

②小・中学生による「生ごみ削減ポスター」を公募

ア 239点の作品が集まり優秀作品を表彰し、原画を展示、(市役所・公民館・デパート・駅など)多くの市民の目にとまり絶賛を得た。平成20年(2008)

イ 優秀賞 2 作品を4,000枚印刷し、要望のあった住民自治協議会の環境部会に配り、ごみステーション等住宅地に近い場所に貼ることができた。また、ごみ収集車（パッカー車）のボディにもペイントされ街中を走っている。

ウ これらの事業に係る経費28万円は、全て協賛事業者（株式会社本久・宝資源開発株式会社・信濃理化学工業株式会社・信濃楽農会）の協賛金で賄った。

(2) 家庭でできる生ごみ処理を多くの市民に理解し実践してもらうため、次のような取り組みをしている。（2010年～）

①「生ごみ堆肥化キャラバン隊」を組織して地域に出向き、住民自治協議会と連携し、各地域での定着を目指している。そのため、生ごみの削減・再生利用の方法（水切り・コンポスト・段ボール堆肥化等）を通じて、啓発活動や各種講座の開催をしている。

ア 芹田地区

「ボカシ作りと生ごみ堆肥化っばい運動」につなげる活動の支援をし、地域での広がりを促している。

イ 安茂里地区

「生ごみ堆肥化講座」を延べ14回開催し、310人を超える参加者があったものの、生ごみ削減の実績に結びついているかの検証が必要である。

ウ 若槻地区

「生ごみ堆肥化講座」9回、「生ごみ堆肥を使った土作り講座」3回「生ごみを出さないお料理教室」1回を実施し好評を得ている。

② 信州産生ごみ堆肥化基材（ビタピー5）の開発をして、実証実験を継続した結果、次のように改善できた。

ア 使いやすくする（燻炭を入れることで匂いを減らし、水分調整で安定発酵）。

イ 市中のお店で買えるようにする（市内2店舗、須坂市1店舗のホームセンターで販売）。

③信州環境フェア等の催事に積極的に参加して、「生ごみ堆肥でお花を咲かそう。野菜を育てよう」をテーマに次の広報活動をした。

ア 「生ごみ堆肥化講座、キッズ生ごみ農園クラブ隊員募集、収穫祭のご案内、生ごみと野菜の交換市」のチラシを配布した。

イ クイズ（子ども）およびアンケート（大人）による認知活動をした。（景品として協賛事業者からの協賛品を配る）

ウ プレゼンテーションステージにて「楽しい生ごみ教室」を実施（クイズに繋げ、ブース誘導した）

エ 生ごみ堆肥で育てた野菜の試食・試飲（ジャガイモ料理・シソジュース）でアピールした。

(3) 先進地視察、メンバー勉強会、市への提案

①県内視察

住民自治協議会などと生ごみチームが共催で生ごみ活用施設等見学

2007（平成19）年：直富商事株式会社、2009（平成21）年：伊那市・駒ヶ根市、
2010（平成22）年：上田市・小諸市、2011（平成23）年：小布施町・信濃町、
2012（平成24）年：松代・佐久・上田、2013（平成25）年：大町・白馬、2014（平成26）年：みずずコーポレーション・飯田堆肥センター、2015（平成27）年：飯山堆肥センター

②県外視察

本チームのみで生ごみ活用施設（堆肥化及びバイオマス資源化）と直販施設（生ごみ堆肥で育てた地場野菜店とレストラン）等見学

2006（平成18）年：仙台市・株式会社大地酵素ほか、2009（平成21）年：鈴鹿市・津市・名古屋市、2014（平成26）年：長岡バイオマス発電・上越バイオマス事業協同組合

③視察報告会および市への提案【2012（平成24）年2月～9月】

環境部長及び生活環境課長にも出席していただき、2012（平成24）年9月までの活動報告をするとともに、本チームとして生ごみ行政に対する提案をした。後日、環境部内で職員にもそのプレゼンを見ていただいた。

(4) キッズ生ごみ農園クラブを創設し子育て世代の生ごみ減量活動に参加を促す。

(2016年～)

①生ごみを持参して堆肥化し野菜作りや収穫に参加

会員等が持参した生ごみや一次生成物からチームメンバーが堆肥を作り（ミミズコンポストやコンポスターを利用）、野菜や花を中心に生産している。

会員には、年2回の収穫祭（2017年120名参加）の他、随時生ごみを持参して収穫してもらう。

②生ごみと野菜の交換市（2017年～）

会員以外への呼びかけとして、生ごみを持参して野菜と交換することでその有効活用をしてもらうとともにクラブへの入会に結びつけ活動の輪を広げる。

③小中学生による1坪農園（2018年～）

キッズ生ごみ農園クラブの子供たちが、主体的に農作業に参加し、責任もって生産することで土に触れ植物を育てる大変さと喜びを知ってもらう。

2 実現できなかったこと

- (1) 芹田地区のメンバーが病気のため、本チームとの連携活動（生ごみ堆肥化講座など）が出来なくなった。しかし、既存の婦人部や環境美化部が継続している。
(ボカシ作り・花いっぱい活動)
- (2) 安茂里地区の生ごみ一次生成物の地域内循環システム構築は、協力者が得られず実験が頓挫した。

3 課題

- (1) 行政との連携をさらに十分にする必要がある。
 - ①数値目標として、可燃ごみ総量の35%を2023年までに削減させる計画であるが、生ごみ総量の調査データは抜き打ちであり傾向が分かりづらい。生ごみ含有率の推移からはやや減少傾向にある。
 - ②「段ボールによる生ごみ堆肥化講座」等の活動による生ごみの削減数値が見えないためアンケート調査により検証。その結果、子育て世代の生ごみ削減意識はあっても参加できないため解決方法を見出すこと。
 - ③長野市の推奨する「生ごみ減量アドバイザー」の講座は、リピーターが多くなりすそ野が広がっていない。堆肥化基材の斡旋が減量に繋がるのか。
- (2) キッズ生ごみ農園クラブの運営方法について
 - ①収穫祭時の一次会員は集まるが、年間をとおして活動する年会員の募集が振るわない。
 - ②運営費の大部分を市の負担金やセブンイレブン記念財団の助成金に頼っている。
軽トラ市などで野菜の販売による自主財源の確保をいかに増やすか。

4 今後の展望

- (1) 住民自治協議会との協働により、さらに多くの市民が自家処理に参加できるように展開したいと考えている。

- (2) キッズ生ごみ農園クラブの活動を大豆島地区の住民と連携し、さらに生ごみの減量と花や野菜作りに親しみながら地域内循環を目指す。
- (3) 本チームは、さらに自主財源を確保して、より自主的な活動をしていくことを目指す（ながの環境パートナーシップ会議の予算に束縛されず、予算外活動も進めていく必要を感じるため）。



啓発用ポスター



啓発用ポスターをパッカー車に貼った



長野産基材 ビタピー5



野菜と生ごみの交換市

Ⅱ-2 レジ袋使用削減プロジェクト

理想の街

レジ袋の使用を減らし、買い物袋（マイバッグ）を持参する意識を定着させることにより、市民が3Rの推進と循環型社会の形成に向けて主体的に取り組むまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

レジ袋の使用削減の取り組みは、平成15(2003)年6月から始められ、市民・消費者団体、小売事業者（食品スーパーなど）、長野市の3者の協働により、店頭キャンペーンを中心にさまざまな啓発活動を実施し、市内食品スーパーにおけるマイバッグ持参率は60%を超えた。

(1) 多くの団体との協働

市民（消費者団体等）・事業者（食品スーパー）・行政（長野市）の協働はもとより、千曲川流域の市町村が集まった広域組織への参画、県のレジ袋削減活動への参加・協力など、さまざまな組織と連携して広域的な活動をすることができた。また、信州大学工学部地域環境演習の学生を受け入れ、環境学習の実践の場を提供することができた。

(2) ノー・レジ袋デー

ア 平成16(2004)年9月から「ノー・レジ袋デー」の店頭キャンペーンを開始。

以降も毎月5日に市内の協力店舗にて、市民・消費者団体と事業者の協力のもと継続して実施している。

○「ノー・レジ袋デー」で定めた3者の役割

I 市民・消費者

買い物袋持参などレジ袋削減のための行動をする。また、来店者への店頭啓発の実施（のぼり旗の掲示、たすきの着用、ティッシュ等の配布）

II 事業者・店舗

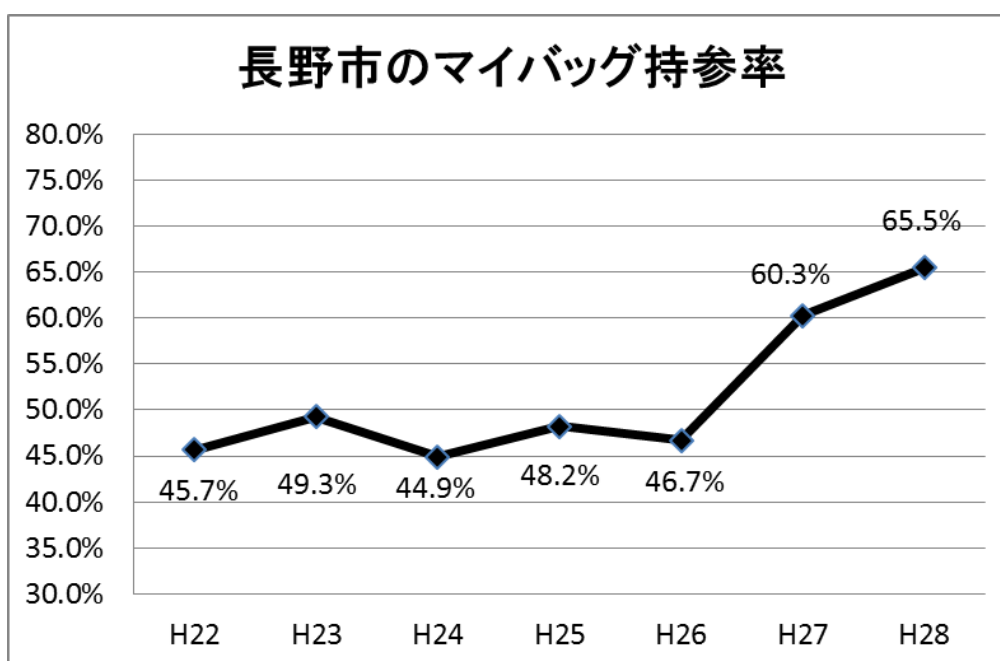
店内放送、声掛けの実施、また、レジ袋不要カード、のぼり旗、啓発ポスター等の設置（掲示）、その他レジ袋削減に関する独自の取り組み

III 行政（市）広報ながのへの掲載、啓発グッズの提供など

(3) マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）調査

レジ袋使用削減状況の指標として「マイバッグ持参率」の調査を実施している。平成21(2009)年から平成24(2012)年までは目標値を60%、平成25(2013)年以降は目標値を80%として取り組んでいるが、平成29(2017)年3月の最新調査では65.5%となり、目標達成に向け着実な進捗が図られた。

【長野市】持参率グラフ



(4) 地域活動への取り組み

松代地区の小規模小売店に対して、商工会や商店会の協力のもと、協力店ステッカーを配布した。

(5) その他の最近の取り組み

市民への啓発活動の一環として、「マイバッグふえすた」、「お買い物マイバッグコンテスト」を開催したほか、「信州環境フェア」に出展し、幅広い市民に対して啓発を実施することができた。

また、小学4年生を対象とした啓発パンフレット「おしえて！レジ袋のこと」を作成した。パンフレットは、清掃センターの見学などの機会を通じて全ての市立小学校に配布し、学校・家庭での環境学習に利用していただくことができた。

2 実現できなかったこと

レジ袋無料配布中止（レジ袋の有料化）

平成24(2012)年10月に県知事によって「レジ袋無料配布中止」が提唱され、県内一斉での取組が呼び掛けられた。しかし、事業者の足並みが揃わず、できる事業者、できる地域から取り組むこととなり、長野市内でも複数の事業者（食品スーパー）がレジ袋の無料配布を中止したものの、全事業者での実施には至っていない。

3 課題

チームメンバーや啓発活動を行う市民団体が減少してきており、これまでどおりの店頭啓発やイベントの開催が困難となりつつある。

4 今後の展望

より幅広い市民の参画を目指し、住民自治協議会との連携を図るほか、レジ袋削減を次世代につなげていくため、小学生等への環境教育を推進する。

Ⅲ-1 太陽エネルギー普及促進プロジェクト

理想の街

資源を大切にし、再生可能エネルギーである太陽エネルギーを活用した、地球環境保全に配慮した持続可能で活力あるまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

太陽エネルギー普及促進チームでは、各地で太陽エネルギー利用グッズを用意し、イベントや小学校での出前講座等を数多く企画し開催した。

(1) 小学生から次のような感想をいただき、出前講座などが役に立っていることを実感した。

ア 「温暖化が進めば地球がダメになり、自分たちや全生命の危機とか・・・。」

イ 「温暖化の原因は二酸化炭素(温室効果ガス)の急激な増加である。」

ウ 「太陽エネルギーをもっと利用すればCO₂削減となり低炭素社会が実現できる。」

(2) 今までの出前講座等への参加人数は 1,500人を超えた。

(3) 長野市における太陽光発電設備に対する補助実績の前年比162件増加1,204件

(4) 2013（平成25）年～2016（平成28）年の間で野外イベントを実行して2,000人以上にアピールした。

(5) 2013（平成25）年、埼玉県太田市の取り組み視察

大規模の太陽光発電設備を設置して環境教育している。

(6) 2014（平成26）年、千葉県野菜ソーラーシェアリング実態視察

太陽光が少なくても農業が可能であることを実感

(7) 2015（平成27）年、栃木県那須塩原市の小水力発電視察

(8) 2016（平成28）年、埼玉県桶川市と小川町、栃木佐野視察

- ・埼玉県桶川市の水上メガ発電視察

市所有の調整池を民間に貸し出し温暖化防止と市の管理費が削減され賃貸収入も増えた。

- ・小川町 太陽光追尾型発電設備視察
- ・佐野パーキングの屋根を民間へ貸し出し太陽光発電

長野県でも 道の駅にやってもらいたい。

- (9) 各地区で温暖化の現状と未来の状況予測のDVDを見て勉強会を実施するなど啓蒙活動を実施し理解してもらった。

2 実現できなかったこと

- (1) 他のチームや環境団体との連携
- (2) 商工会や事業所との連携
- (3) 運営費の自主確保（企業からの賛助金）

3 課題

- (1) 活動がマンネリ化してきている。
- (2) 太陽エネルギー利用が個人は当たり前前に家の屋根に設置しており チームの活動がなくても進行している。また、企業はメガソーラー規模で自主的にやっており、チーム活動がなくても拡大している。
- (3) チーム参加者が減ってきている。
- (4) ソーラークッカーではCO₂削減に寄与しない。

4 今後の展望

課題のとおり、チームの活動を縮小せざる負えない状況のなか、長野市若槻の田中地区では、大規模なソーラーシェアリングの計画を農業委員会に提出する予定（2018（平成30）年2月時点）であるとお聞きしている。この計画の許可が下り、事業実施の見込みが立つのであれば、その時点で、太陽エネルギー普及促進チーム

の新しい取り組みとして考えていきたい。具体的には、ソーラーシェアリングによる耕作放棄地の活用等を普及啓発していきたい。



営農型ソーラーシェアリングの状況

Ⅲ-2 ながのカーボンオフセットプロジェクト

理想の街

市民・事業者・行政一人一人が、自身の活動に伴う環境負荷を自覚して、環境に優しい地域社会構築への協働に努めているまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

- (1) 信州大学工学部地域環境演習の学生受入れ(学生向けカーボンオフセット制度の検討)
 - ・2017年4月から8月にかけて2名の信大生を受け入れ、大学で導入可能な制度の検討を行った。結果として2つのモデルを考案することが出来た。今後も継続して地域環境演習の学生を受け入れたい。
- (2) WEBサイトを立ち上げ、プロジェクトの活動内容の説明と、メンバーの募集を行った、

2 実現できなかったこと

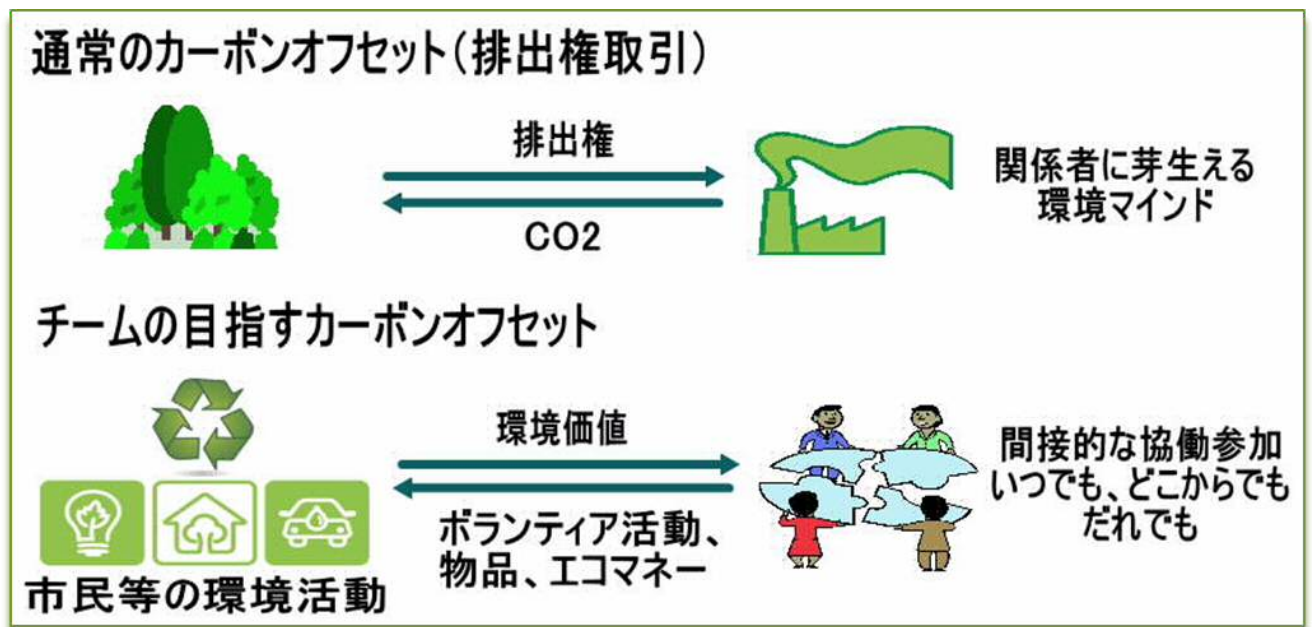
- (1) 信州大学工学部地域環境演習は、制度確立未完のままで終了した。
- (2) 固定メンバーの獲得までは至らなかった。

3 課題

- (1) 信州大学の学生向け制度の骨格は見えてきたので、今後はブラッシュアップを図りたい。
- (2) 少ないメンバー数でも制度設計・運用開始できるが、新しい制度設計を自ら行うことに本プロジェクトの最大の醍醐味がある。可能な限りメンバーの充足を図りたい。

4 今後の展望

- (1) メンバー充足を図るためカーボンオフセット制度設計の楽しさが感じられるセミナー等を開催する。
- (2) 具体的な活動がイメージできる制度案を幾つか考案し、関係者の意見を募りたい。
- (3) 信州大学工学部地域環境演習で検討した学生向け制度は、独立した一つの制度として確立を目指したい。



Ⅲ-3 子どもの環境学習支援プロジェクト

理想の街

子どもエコクラブでは主に小学生が親と一緒に活動し、中高生になったら「ユースクラブ」で自主的に環境活動を行い、支援してくれる市民や企業などの環境団体との連携が図れているまち

1 「理想の街」に向けて成果のあったもの（具体的な活動実績など）

(1) 国際ユース環境会議の開催

2012年より毎年、2泊3日の国際ユース環境会議を開催してきた。これまでの6回の開催により延べ136名の中高大学生が参加し、世界と環境についての学習と交流を行ってきた。その結果、継続的な参加者もあり、メーリングによるユース同士の連絡、連携も始まっており、ユースクラブへの足がかりができつつある。

(2) 全6回の開催に当たっては、各地のNPOや環境に熱心な企業などからの後援、協力もいただいております、ユースを支援する関係も見えてきた。

(3) 県の交流員は毎年参加していただくなど、継続的な海外関係者との連携も得ることができた。

(4) 成果は毎年報告書を作成し、またP会議の「ながの環境団体大集合」や信大工学部の「地域環境演習」で発表を行っている。また、2017年には「長野県子ども白書」に「国際ユース環境会議の5年間を振り返って」を掲載し、その成果と課題とを公表している。

2 実現できなかったこと

(1) 参加者が毎年異なることもあり、恒常的な「ユースクラブ」の結成までには、至っていない。

- (2) 後援や協力をいただいているNPOや企業も年々異なっており、継続的な支援の仕組みには至っていない。

3 課題

- (1) 参加ユース136名の構成が、中学生38%、高校生17%、大学生45%と高校生が少なく、ユースの継続的な参加には課題がある。信大大学生も工学部の授業による参加が多く、中学、高校からの継続的な参加者を得る必要がある。
- (2) 講演や協力をいただいているNPOや企業も年々異なっており、継続的な支援の仕組みには至っていない。
- (3) 海外とのスカイプ会議も留学生などの知人に頼ることが多く、恒常的な連携の仕組みになっていない。
- (4) 実行委員会はボランティア活動であり、支援メンバーが不足している。また、当会議が社会的に認知されるためには、企業などからの恒常的支援を得る必要がある。

4 今後の展望

- (1) 毎年の国際ユース環境会議の開催により、関係者にはその成果と有効性が認知され始めており、事務局やユースクラブが設定されれば恒常的に運営されることが期待できる。
- (2) 現在は、長野市内の中高生にのみ国際ユース環境会議の開催を広報しているが、今後は県内や他県にも開催を広げ、各地でユースの環境活動が地域に根付くよう展開していきたい。



IV-1 ながの環境団体大集合

ながの環境パートナーシップ会議のシンボル事業として、2012（平成24）年度から毎年度開催されている。当初は、ながの環境パートナーシップ会議の設立10周年記念事業に併せ、市民や他団体等との環境保全活動を推進することを目的として開催した。現在では、「環境活動を次世代につなぐ・伝える」をテーマに、若者の皆さんや環境団体、企業、学校相互の交流・協働のきっかけになることを目的に開催され、2017（平成29）年度で7回目を迎えた。



V-1 ライトダウンキャンペーン

ながの環境パートナーシップ会議が参画するライトダウンながの実行委員会が環境省の「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」及び「100万人のキャンドルナイト」の趣旨に賛同し、広く市民に対して日頃いかに照明を使用しているかを実感してもらいながら省電力を呼びかけ、地球温暖化問題について考えていただくことを目的に2008（平成20）年から開催している。このキャンペーン期間中には、



各家庭、事業所などになるべく電気を消してもらうよう呼びかける運動をもとにキャンドルナイトコンサートを開催している。

2017年（平成29）年度で10周年を迎えた。

V-2 ゴミゼロ運動

クリーン長野運動推進本部が主唱する「ゴミゼロ運動」が、市民の手でごみのない美しい環境をつくるための全市的な環境美化運動として実施されており、ながの環境パートナーシップ会議は、この趣旨に賛同し、2016（平成28）年度から春、秋の「ゴミゼロ運動」に参加、川中島古戦場史跡公園の会場を中心にゴミ収集活動を行っている。



V-3 アレチウリ駆除

例年、豊かな環境づくり長野地域会議の事業（美化活動）の一環として、水



辺の生態系を攪乱する外来植物「アレチウリ」を駆除する活動が実施されており、ながの環境パートナーシップ会議は、この趣旨に賛同し、2016（平成28）年度から「アレチウリ駆除事業」に参加している。

V-4 水環境全国一斉調査

河川をはじめとする身近な水環境に対する市民の意識の高まりを受け、200（平成16）年から毎年、全国各地で世界環境デー（6月5日）に最も近い日曜日を中心に全国一斉水環境調査が実施されている（長野市では、NPO法人みどりの市民が主催）。ながの環境パートナーシップ会議では、2017（平成29）年度からこの趣旨に賛同し、「身近な水環境の全国一斉調査」に参加している。



V-5 信州大学工学部 地域環境演習

工学部学生を対象とした選択科目「地域環境演習」は、環境マインドをもつ人材の育成を目的として、平成19年度より開講されている。この授業では、受講生が、「ながの環境パートナーシップ会議」のプロジェクトチームに参加し、環境問題解決への取組を通して、「自らPDCAサイクルを機能させて行動できる」ことを目標としている。



V-6 山の日ウォーキング

2016（平成28）年8月から山の日が制定されたことを記念し、山に親しむとともに自然の大切さや地域の歴史を理解してもらうため、「山の日ウォーキング」（主催：長野市）が開催されている。2017（平成29）年8月には、市との協働によりボブスレー・リュージュパークを会場に、スパイラルの散策道（行程約2km）を、里山や動植物の説明を聞きながらウォーキング（登山）を行い、自然とのふれあい体験のひとつとして、丸太切りや木工クラフトの体験とジビエ料理を味わった。今後も市と協働して自然の大切さを広めていきたい。



V-7 フードドライブ・信州子ども応援ドライブ

家庭で利用されていない食品・生活用品等の寄付を受け、必要されている家庭や信州子ども食堂等へお届けしている NPO 法人フードバンク信州及び NPO 法人ホットライン信州（両団体とも P 会議会員）の事業に賛同し、フードドライブや信州子ども応援ドライブに協力している。



(2) ながの環境パートナーシップ会議の今後の展望

① 市民・事業者・行政の参加と協働

「ながの環境パートナーシップ会議」は、プロジェクトチーム(生ごみの削減、レジ袋使用削減など)が提言した環境活動について、市民・事業者・行政のパートナーシップにより取り組んできており、これらの活動は行政の事業にも反映され、社会で確実に成果が見えつつありますが、今後も活動を推進していくためには、社会的な認知や事業者などの参加をさらに広げていくことが必要です。

今後は、こうした活動や成果について、各種イベントへの参加やフォーラムなどの開催を通じ、より広く発信することで「ながの環境パートナーシップ会議」の認知度を高め、広く市民や事業者などに参加を呼び掛けていきます。

また、得られた成果をさらに効果的に行政へ反映し、環境保全活動を推進するため、市の担当課やプロジェクトチームなどによる「プロジェクト実施会議」を開催し、具体的な検討をしていきます。

② みんなが参加する「シンボル事業」

「ながの環境パートナーシップ会議」は、環境ビジョンの実現に向けて、具体的なプロジェクトごとにチームを設け環境保全活動に取り組んできました。

その一方で、プロジェクトチーム間の横断的なつながりや会員全員が参加する環境保全活動の実施など、会員全体が協働して行う活動については、不十分な面もありました。

今後は、ながの環境団体大集合の開催をはじめ、各プロジェクトチームが連携し、会員全員が参加できるテーマを設定したシンボル事業や環境学習会を実施していきます。

③ プロジェクトの着実な推進

理事会による各プロジェクトチームの活動の把握、効果的な進捗管理により、プロジェクトのさらなる推進を図ります。

また、新たな活動の提案を会員から募集し、その提案を受けて、新しいプロジェクトの立ち上げを図ります。実績として、27年度から29年度にかけて3つのプロジェクト（小生物の育成環境保全・ぼんすけ育成・ゴマシジミ保護・育成）を立ち上げることができました。

今後も効果的な進捗管理と新規提案の積極的な受け入れにより、プロジェクト活動の質を高め、量を増やしていきます。

④ 環境団体などの連携

環境問題の解決には、「ながの環境パートナーシップ会議」のほか、環境活動に取り組んでいる地域や環境団体などと協働で取り組んでいくことも必要です。

2011（平成23）年度から、「つなぐ・伝える・行動する」や「次世代へつなぐ」をテーマに、市内で活動している環境団体・企業・学校に集合していただき、講演会、活動発表、意見交換会による、「ながの環境団体大集合」を開催してきました。

また、信州大学工学部の「地域環境演習」により、学生を各プロジェクトチームで受け入れて環境保全活動を実施しています。

今後も、このような環境保全活動に取り組む市民・事業者・行政などの交流により、互いの連携、協働につながる事業を継続的に開催し、「ながの環境パートナーシップ会議」の「つなぐ役割」を強化していきます。

⑤ 持続可能な社会をめざして

持続可能な社会の実現は、地球に暮らす私たちに安心・快適・豊かさをもたらすだけでなく、それを次世代に手渡していくことが重要な課題です。「ながの環

境パートナーシップ会議」では、現在活動しているプロジェクトについては、これまでの成果や課題などを整理した上で、活動を継続していくとともに、新たなプロジェクトも立ち上げるなど活動の活性化を図っていきます。

今後も、持続可能な社会を目指した環境保全活動を推進していきます。



ながの環境パートナーシップ会議 2016（平成 28）年度活動成果報告書「手をむすんで」の一部抜粋

第2章 理想の街にむけて

1 行動計画と数値目標

「理想の街」の実現に向けた各プロジェクトの具体的な活動内容について、行動計画と数値目標（第五次長野市総合計画及び第二次長野市環境基本計画後期計画と同じ数値目標を含む）を設定しました。また、国連が提唱する「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の目標を反映させ、どの行動計画等がSDGsに該当するかを示しました。

【行動計画・数値目標】



| ながの環境パートナーシップ会議 | | | |
|-----------------|---|-----------|-----------------------------------|
| 目標 | 市民・事業者・行政のそれぞれが適正に役割を分担しつつ、対等の立場で協力して、環境保全活動に取り組めるようにし、地域から地球に広がる環境保全活動を推進することにより、良好な自然環境と生活環境を将来の世代に引き継ぐこと | | |
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・新アジェンダの推進、進捗管理 ・ながの環境パートナーシップ会議と各プロジェクトの連携強化により、「つなぐ」「伝える」「行動する」活動を充実させる。 ・市民、事業者、行政との役割分担の協働事業の推進 ・新規会員の入会促進 ・次世代を担う子ども達等を支援するとともに大切な資源の有効活用と環境負荷の低減を図るため、フードドライブや信州こども応援ドライブに協力する。 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成28年度 | 目標：平成33年度 |
| | ながの環境パートナーシップ会議への参加者数 (年間・延べ人数) ※第五次長野市総合計画及び第二次長野市環境基本計画後期計画と同じ数値目標 | 4,112人 | 4,700人 ※各プロジェクトの目標値の合計と一致しません。 |
| | ながの環境パートナーシップ会議の環境保全に関する取組件数 (年間取組件数) | 238件 | 400件 |
| | プロジェクト実施件数 (年間実施件数) | 10件 | 15件 |



| I-1 聖山自然復元プロジェクト | | | |
|------------------|---|-------------|----------------------|
| 目標 | 平成 21 年度末をもって閉鎖となった長野市大岡の聖山パノラマスキー場の跡地を、地域の環境に適合した植生に復元し、伝統的土地利用を考慮しながら CO2 吸収源の拡大と、ボランティアによるネットワークを構築する。また、伝統的な農業を守り続けることで聖山を含めた里山の保全を推進していく。 | | |
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・信州大学の学生に周知して活動への参加を促す。 ・大岡小学校のみどりの少年団に呼びかけて、世代間交流と協働活動の場をつくる。 ・大岡地区住民の集まる場で活動の紹介をして、地区住民の意識の向上を図る。 ・環境団体の情報交換の場を活かして、市民や県民の活動への理解を深める。 ・活動の輪を広げるため、リーフレット等広報手段を活用して市民や県民に配布する。 ・農業体験を通じて、次世代の若者に里山の大切さを伝える。 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 (年間・延べ人数) | 60 人 | 100 人 |
| | 森林再生整備済面積 (目標年度までに整備する面積) | ブナを育苗中 | 3,000 m ² |



| I-2 市民の森づくりプロジェクト | | | |
|-------------------|--|-------------|-------------|
| 目標 | 四方を山に囲まれた長野市には手入れされた里山があり、そこには多様な動植物が暮らす豊かな森がある。多くの市民は、この里山を利用し、楽しみ、未来につながる自然の大切さについて学ぶことができる。そういう森を造っていく。 | | |
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の森」を楽しく利用しながら、森林整備、林業体験、自然観察会、山遊び、学習会を企画・実施し、市民に広める。 ・「市民の森」を市内に複数設置するための調査、折衝などを行う。 ・多くの他団体や、個人、事業者との連携を図り、事業を展開する。 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 (年間・延べ人数) | 684 人 | 900 人 |
| | 「市民の森」の設置数 (目標年度までに設置する数) | 1 | 2 |
| | 「市民の森」として整備する面積 (目標年度までに着手する面積) | 4.5ha | 10ha |



| I-3 小生物の育成環境保全プロジェクト | | | |
|----------------------|--|-----------|-----------|
| 目標 | <p>身近な自然環境を守り後世に残すため、里山の小生物（オオムラサキ・メダカ・クワガタ・カブトムシ）など生育しエドヒガン・ヤマモモが咲く豊かな自然環境の保全を目指すとともにオオムラサキ以外の小生物（ジャコウアゲハ・キアゲハ・アサギマダラ等）の生息環境を作る。また、松代城を中心に1,000本桜作戦を推進しカトウコヒガンツクリをしのぐ松代全体を「マツシロハエドヒガン」で覆い尽くす環境を目指す。</p> | | |
| 行動計画 | <p>これらの計画を推進するため竹ノ入の外来植物ニワウルシの除伐を進めるとともにオオムラサキ以外の蝶を呼び込むためアサギマダラ・ジャコウアゲハ等の食草フジバカマ・ウマノスズクサの植栽を進めて行く。また、エドヒガン桜の育苗・植栽事業も押し進めていく。</p> | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成28年度 | 目標：平成33年度 |
| | プロジェクト参加者数 (年間・延べ人数) | 610人 | 1,000人 |
| | 各種事業やイベントの開催数 | 5件 | 10件 |



| I-4 ぼんすけ育成プロジェクト | |
|------------------|---|
| 目標 | <p>里山に生息する絶滅危惧種の多くは、市街地の開発された平野部に生息していた身近な生き物であった。つまり、開発によって生息場所を追われ、里山にかろうじて生き残っているといえる。過疎の進行した里山で絶滅危惧種の保全の問題を解決することは難しい。ぼんすけ（シナイモツゴ）をシンボルとして、里山の役割と現状を市街地住民にも知ってもらい、里山と市街地の市民が保全目標の共有を図る。</p> |

| | | | |
|------|--|-------------|-------------|
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・シナイモツゴ観察会の実施 ・ブランド農産物（米・リンゴ）の栽培と販売 ・ため池調査（シナイモツゴの生息調査含む） ・ため池管理と外来種駆除による自然再生 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 （年間・延べ人数） | 190 人 | 450 人 |
| | 各種事業やイベントの開催数 | 11 件 | 15 件 |



| | | | |
|------|--|-------------|-------------|
| | 1-5 ゴマシジミ保護・育成プロジェクト | | |
| 目標 | <p>浅川地区ではくまづくり計画により希少野生動植物「ゴマシジミ」の保護活動を実施するため専門チーム（20 チーム）を立ち上げていた。平成 28 年 4 月 25 日付で長野県希少野生動植物保護条例に指定されたことにより本チームのもと浅川地区に生息する「ゴマシジミ」の保護、回復を促進するため、地域ぐるみによる保護活動に取り組み生息環境の保全と生息可能域の拡大を目指すこととする。</p> | | |
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴマシジミの生態等に対する地域住民等への意識の醸成及び普及啓発活動の実施 ・専門家等による講習会及び学習会の実施 ・紙芝居の作成及び上演 ・ゴマシジミの生息地保全活動の実施 ・ワレモコウの育苗により生息地への植栽・保護及び採取の防止 ・ゴマシジミの捕獲禁止の立て看板作成と生息地への設置 ・ゴマシジミ・ワレモコウ保護啓発のため生息地周辺のパトロール ・ゴマシジミの保全活動向上のため生態等の解明と各種調査 ・専門家及び県・市との連携及び情報収集・各種調査への協力 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 （年間・延べ人数） | 100 人 | 450 人 |
| | 各種事業やイベントの開催数 | 3 件 | 10 件 |



| II-1 生ごみ削減・再生利用プロジェクト | | | |
|-----------------------|--|-------------|-------------|
| 目標 | 家庭系生ごみの有効な自家処理方法を策定し実践する。 ・生ごみ堆肥の作製量を増やし、キッズ生ごみ農園に活かすと共に生ごみや一次生成物と堆肥や野菜等との交換事業を行う。また、栽培種を増やすことで応用性を示す。 ・キッズ生ごみ農園クラブの家族会員を増やし運営の充実を目指す。 ・数値目標は、可燃ごみ総量に対する生ごみの割合を 35% に削減する ・キッズ生ごみ農園クラブの独立を目指し、野菜等の販路拡大により自主財源確保を充実させる。このため、メンバー増員が喫緊の課題でもある。 | | |
| 行動計画 | ・生ごみ堆肥化による生ごみ減量と生ごみを出さないお料理など啓もう活動（住民自治協と協働して講座などを継続） 展示活動（信州環境フェア・アモーレフェスタなど） ・キッズ生ごみ農園クラブの生ごみ堆肥製造と野菜や花の栽培活動 ・キッズ生ごみ農園クラブの隊員募集活動 ・キッズ生ごみ農園クラブの農業用資材の確保と維持管理の活動 ・キッズ生ごみ農園クラブの運営費確保（収穫祭・軽トラ市など）の活動 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 （年間・延べ人数） | 563 人 | 1,500 人 |
| | 可燃ごみに占める生ごみの割合 | 37% | 35% |



| II-2 レジ袋使用削減プロジェクト | |
|--------------------|--|
| 目標 | 資源を大切にするため、ごみ減量に対して市民が主体的に買い物袋（マイバッグ）を持参する意識を定着させることなどし、レジ袋の使用を減らす。なお、マイバッグ持参率を 80% 以上とする。 |

| | | | |
|------|---|-----------|-----------|
| 行動計画 | ①多くの団体特に学校等（若い世代対象）と連携を取りながら、レジ袋の無料配布中止に向けて取り組む。●協力事業者との連携●県・長野地域振興局との連携●小規模店舗への推進（対象の検討、働きかけ） ●市民団体との意見交換会 ②レジ袋使用削減の意識啓発を進める。●店頭啓発の継続（啓発用グッズの確認作成、10月強化キャンペーン） ●イベントでの意識啓発●持参率調査●協力市民団体の拡大 ●地域商店会との連携（啓発ステッカー等の配布） ●協力小売店にステッカーの配布 ③環境学習の推進●マイバッグふえすたの開催 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成28年度 | 目標：平成33年度 |
| | プロジェクト参加者数 （年間・延べ人数） | 308人 | 300人 |
| | マイバッグ持参率 ※第二次長野市環境基本計画後期計画と同じ数値目標 | 65.5% | 80% |



| | | | |
|------|---|-----------|-----------|
| | III-1 太陽エネルギー普及促進プロジェクト | | |
| 目標 | 資源を大切に、再生可能エネルギーである太陽光発電増やし 持続可能な街にする。特に今後、太陽光発電と耕作放棄地の有効活用を目指すためソーラーシェアリングを推進する。 | | |
| 行動計画 | 耕作放棄地のソーラーシェアリングが可能か更に勉強して視察をし、市農業委員会と市環境保全温暖化対策課の皆さんにも理解を深めたい。また、市民等を対象にしたソーラーシェアリングの勉強会を開催する。 | | |
| 数値目標 | 指標 | 現状：平成28年度 | 目標：平成33年度 |
| | プロジェクト参加者数 （年間・延べ人数） | 300人 | 650人 |
| | イベントや出前講座数 | 1件 | 10件 |



| III-2 ながのカーボンオフセットプロジェクト | | | |
|--------------------------|---|-------------|-------------|
| 目 標 | 1 事業(排出量仲介事業+オフセットプロバイダー)制度設計、 2 協働メンバー（事業者・団体）の拡充 | | |
| 行 動 計 画 | 1 チーム会議を通じて、制度設計を図る。 2 広報活動を通じて、協働メンバーを拡充する。 | | |
| 数 値 目 標 | 指 標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 (年間・延べ人数) | 4 人 | 30 人 |
| | 協働メンバー数（制度利用者数） | －人 | 1,000 人 |
| | CO2 削減量 | － t | 100 t |



| III-3 子どもの環境学習支援プロジェクト | | | |
|------------------------|--|-------------|-------------|
| 目 標 | 子どもエコクラブでは主に小学生が親と一緒に活動し、中高生になったら「ユースクラブ」で自主的に環境活動を行い、支援してくれる市民や企業などの環境団体との連携を図れているまちを目指す。 | | |
| 行 動 計 画 | 国際ユース環境会議を開催する中で、中高大学生からなる「ユースクラブ」を結成し、支援の仕組みを構築する。 | | |
| 数 値 目 標 | 指 標 | 現状：平成 28 年度 | 目標：平成 33 年度 |
| | プロジェクト参加者数 (年間・延べ人数) | 254 人 | 500 人 |

第3章 パートナーシップで進める

1 ながの環境パートナーシップ会議の推進体制

アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー2018 を効率的に推進するために、次の体制で役割分担していきます。

●総会（最高意思決定機関）

事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、及び重要な事項等全体に関わる事項について決定します。

●理事会

ながの環境パートナーシップ会議を代表し基本事項を協議し決定します。また、計画について進捗管理します。

●プロジェクトチーム

会員により構成し、リーダーを中心に具体的な計画に基づきプロジェクトに取り組み、「理想の街」の実現を目指します。

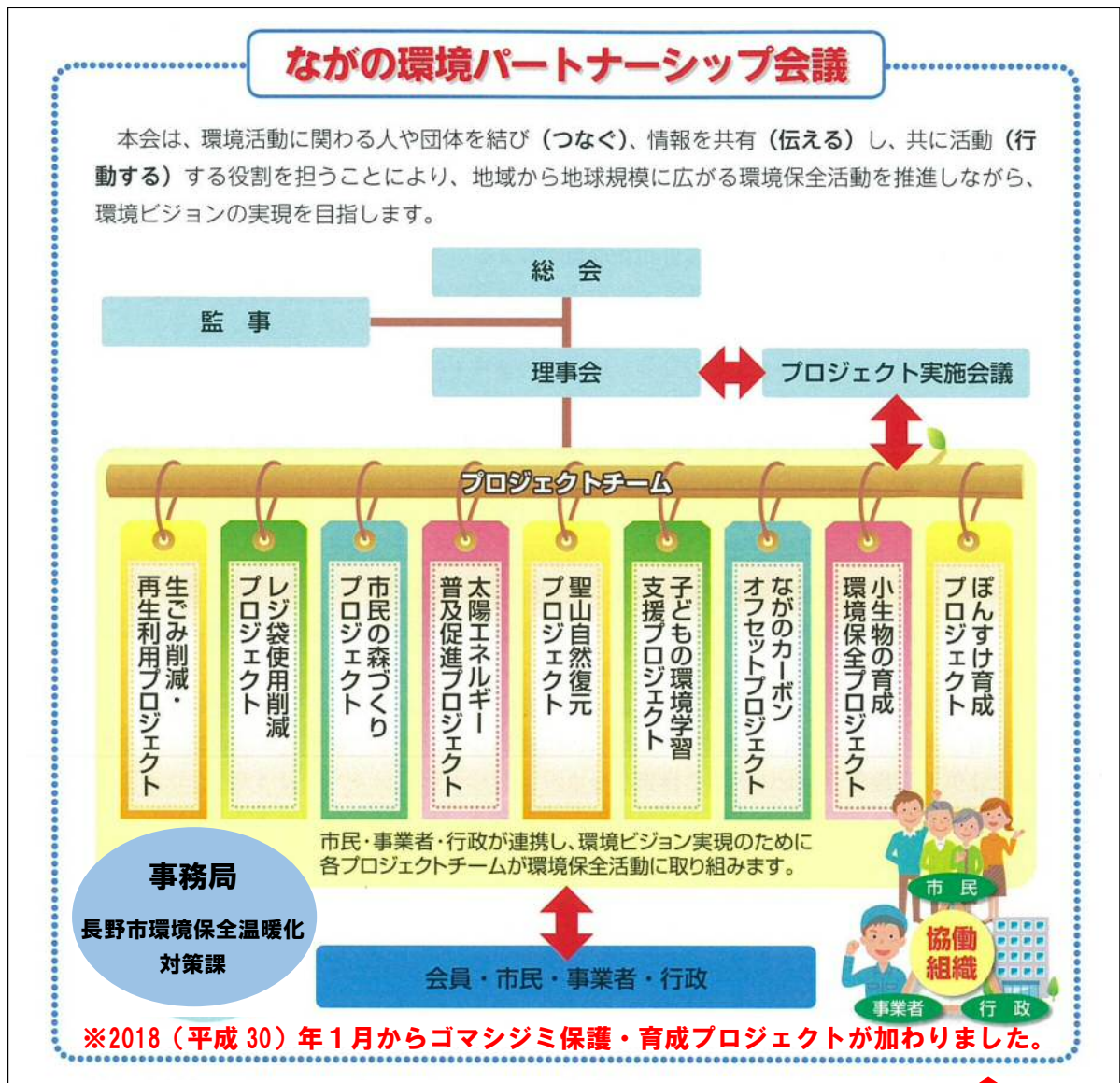
●プロジェクト実施会議

プロジェクトチーム・理事・市担当課等により構成し、プロジェクトの活動により得られた成果や課題を行政に反映し、環境保全活動を推進するために必要に応じ、具体的な検討をします。

●事務局

総会、理事会、各プロジェクトの活動を支援し、活動を広報するとともに、行政との連携を図ります。

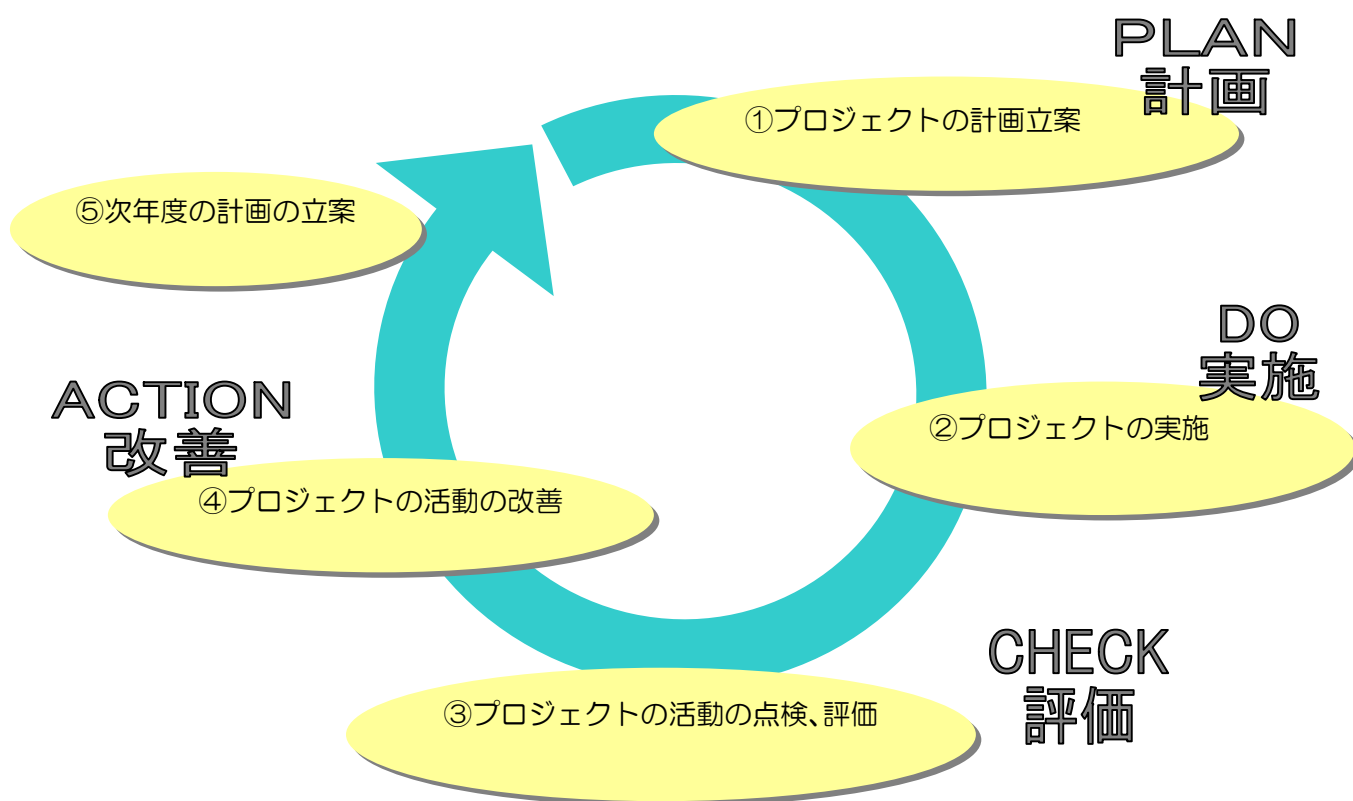
ながの環境パートナーシップ会議の推進体制図



2 進捗管理

「ながの環境パートナーシップ会議」の活動を、より社会に還元するためにPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

- ・理事会は、プロジェクトからの活動報告を受け、進捗状況の点検、評価を実施します。具体的には、指標・目標値などを用いて達成状況や活動の成果を管理します。
- ・プロジェクトは、総会や理事会などからの意見を踏まえ改善につなげていきます。また、活動結果などについて、イベントやホームページ等を通じて積極的に公開し、意見提案や市民参加を促します。



【資料】

資料1 策定の経過

資料2 役員名簿（本計画策定時）

資料3 2030 アジェンダ（SDG s）の17の目標

資料4 ながの環境パートナーシップ会議会則

資料1 策定の経過

| No. | 開催日 | 会議など | 主な内容 |
|---------------------|-------------------|----------------------|--------------------------|
| 2017(平成 29)年 | | | |
| 1 | 8月3日(木) | 第3回理事会 | 見直し方針の承認 |
| 2 | 9月14日(木) | 理事・プロジェクトリーダー合同会議 | スケジュールの変更承認 |
| 3 | 10月6日(金) | 各チームへ見直し依頼 | 行動計画等の見直し作業 |
| 2018(平成 30)年 | | | |
| 4 | 1月18日(木) | 理事・プロジェクトリーダー合同会議 | スケジュールの変更承認 |
| 5 | 2月2日(金) | 三役会(正副代表理事及び事務局) | 素々案協議 |
| 6 | 2月15日(木) | 第9回理事会 | 素案の提案審議。案として決定。 |
| 7 | 2月16日(金) | 各チームへ最終確認依頼 | 行動計画等の最終確認とSDGsの選定 |
| 8 | 3月22日(木) | 第10回理事会 | パブリックコメント(意見等の募集)の実施承認 |
| 9 | 3月29日(木)～4月20日(金) | パブリックコメント(意見等の募集)を実施 | パブリックコメントを実施し、意見等を反映させる。 |
| 10 | 5月17日(木) | 理事・プロジェクトリーダー合同会議 | パブリックコメント(意見等の募集)の結果報告 |
| 11 | 6月7日(木) | 平成30年度第1回理事会 | 本計画(案)の最終確認及び総会への提案承認 |
| 12 | 6月17日(日) | 平成30年度通常総会 | 本計画(案)を提案 全会一致で承認 |



資料2 役員名簿（本計画策定時）

| 役 職 | 氏 名 | 所属プロジェクトチーム等 |
|-------|--------|---------------------------|
| 代表理事 | 金井 三平 | 市民の森づくり |
| 副代表理事 | 渡辺 ヒデ子 | レジ袋使用削減 |
| 副代表理事 | 赤羽 和春 | 市民の森づくり |
| 理 事 | 河西 弘明 | 生ごみ削減・再生利用 |
| 理 事 | 長澤 定人 | 太陽エネルギー普及促進 小生物の育成環境保全 |
| 理 事 | 西澤 和雄 | 子どもの環境学習支援 |
| 理 事 | 佐藤 敏夫 | レジ袋使用削減 生ごみ削減・再生利用 |
| 理 事 | 高島 陽子 | 市民の森づくり |
| 理 事 | 倉又 保雄 | 小生物の育成環境保全 |
| 理 事 | 井上 隆文 | 長野市環境部長 |

資料3 2030 アジェンダ (SDGs) の17の目標

| | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|--|
| <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>目標1「貧困」 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>目標10「不平等」 国内及び各国家の不平等を是正する。</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>目標2「飢餓」 飢餓を終わらせ、食料安定保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>目標11「持続可能な都市」 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>目標3「保健」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p> | <p>目標12「持続可能な消費と生産」 持続可能な消費生産形態を確保する。</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>目標4「教育」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>目標13「気候変動」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>目標5「ジェンダー（性別）」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>目標14「海洋資源」 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し持続可能な形で利用する。</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | <p>目標6「水・衛生」 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> | <p>目標15「陸上資源」 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p>目標7「エネルギー」 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>目標16「平和」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>目標8「経済成長と雇用」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p> | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | <p>目標17「実施手段」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>目標9「インフラ、産業化、イノベーション」 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> | | |

このアジェンダは、貧しい国、豊かな国などを含め、あらゆる国々の行動を求めます。また、貧困に終止符を打つためには、経済成長を実現し、教育や保健、社会保障、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズに対応する一方で、気候変動や環境保護にも取り組む計画が必要だという認識を示しています。さらに、不平等やインフラ、エネルギー、消費、生物多様性、海洋、産業化といった問題も取り扱っています。

資料4

ながの環境パートナーシップ会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ながの環境パートナーシップ会議と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野市環境部環境政策課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、長野市域における環境を保全するためのネットワークを築くとともに、地球規模の環境問題へ視野を広げ、地域から地球に広がる環境保全活動を推進することにより、良好な自然環境と生活環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「アジェンダ21ながの一環境行動計画」の推進
- (2) 環境保全に関する普及啓発
- (3) 環境保全活動を行う団体等の支援
- (4) 環境の保全と創造に関する提言
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、目的に賛同する市民及び団体並びに行政機関をもって構成する。

2 会員は、正会員及び本会の活動を支援する賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費は年会費とし、その金額は理事会でこれを定める。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他この会則に基づく規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上の期間にわたり履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 役員

(役員の設定)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうちの1人は、長野市環境部長の職にある者をもってあてる。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この会則の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、幹事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第17条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 3 顧問の選任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他本会に関する重要な事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総会員の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面主義)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち1人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (3) その他本会の運営に関し必要な事項

(招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたとき

は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議をのべたときは、その限りでない。

(会議記録)

第33条 理事会の議事については、確認事項等を記載した会議記録を作成する。

第7章 プロジェクトチーム等

(プロジェクトチーム)

第34条 第4条に規定する事業を推進するため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、希望する会員をもって構成する。

3 プロジェクトチームは、会議、ワークショップ、講演会、研修会の開催、事業化に向けた調査研究等の具体的な活動を実施する。

(プロジェクト実施会議)

第35条 第4条に定める事業を推進するため必要と認められる場合、プロジェクト実施会議を開催することができる。

2 プロジェクト実施会議は、プロジェクトチーム、長野市関係課、顧問等事業の推進に必要な者及び事務局又は理事をもって構成する。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げる事項をもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を経て、通常総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 収支決算書の附属明細書
- (5) 財産目録

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(財産の贈与)

第46条 本会が解散する場合には、総会の決議を経て、財産残額に相当する額の財産を、地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成21年10月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 最初の総会は、ながの環境パートナーシップ会議会則（平成13年5月8日制定。以下「旧会則」という。）第4条第1項各号に規定する者が招集することができる。
- 3 この会則の施行の日前に旧会則の規定に基づく会員であったものは、第6条の規定に関わらず、本会の会員とする。
- 4 本会の会費は、平成22年5月31日までの間は、第7条第1項の規定にかかわらず、納入を要しない。

(役員任期の特例)

- 5 最初の総会で選任される幹事及び監事の任期は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成22年に開催される通常総会の終結の時までとする。

附 則

この会則は、平成21年10月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月10日から施行する。